3　前事業年度において、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行っており、かつ、当事業年度の中間会計期間（この項において「当中間会計期間」という。）に係る中間財務諸表（比較情報を除く。）に適用した会計方針と前事業年度の中間会計期間（この項において「前中間会計期間」という。）に係る中間財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨及び前中間会計期間に係る税引前中間純損益その他の重要な項目の金額と、当該中間会計期間に変更後の会計方針を適用した場合においてこれらの項目に計上されるべき金額との差額を注記しなければならない。

4　前項の規定にかかわらず、同項に規定する差額を算定することが困難な場合には、当該差額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、施行日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第六条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、施行日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第七条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第二号様式（新開示府令第二号の五様式（新開示府令第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の六様式及び第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第七号様式（新開示府令第七号の四様式、第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が施行日以後に開始する連結会計年度のものである場合における有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項の規定（同法第二十七条において準用する場合を含む。）によるものをいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する連結会計年度のものである場合における有価証券届出書については、なお、従前の例による。

2　新開示府令第三号様式（新開示府令第三号の二様式及び第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、施行日以後に開始する連結会計年度を当連結会計年度とする有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項又は第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する連結会計年度を当連結会計年度とする有価証券報告書については、なお従前の例による。

3　新開示府令第四号の三様式及び第九号の三様式は、施行日以後に開始する四半期連結会計期間を当四半期連結会計期間とする四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する四半期連結会計期間を当四半期連結会計期間とする四半期報告書については、なお従前の例による。

4　新開示府令第五号様式、第五号の二様式及び第十号様式は、施行日以後に開始する中間連結会計期間を当中間連結会計期間とする半期報告書（金融商品取引法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する中間連結会計期間を当中間連結会計期間とする半期報告書については、なお従前の例による。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第八条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令は、施行日以後に開始する連結会計年度及び事業年度に係る連結財務諸表及び財務諸表、中間連結財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の監査証明について適用し、同日前に開始する連結会計年度及び事業年度に係る連結財務諸表及び財務諸表、中間連結財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の監査証明については、なお従前の例による。

○内閣府令第十一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び保険業法（平成七年大蔵省令第百五号）第百三十条等の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　　内閣総理大臣　菅　　直人

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

第五十八条第一項第三号ロ中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。次項第三号、第五十九条の三第一項第二号ロ⑹、第八十六条の二第二項、第九十四条第一項第八号、第百五条第一項第十九号及び第百五条の六第一項第十八号において同じ。）」を加え、同条第二項第三号中「収支」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」を加える。

第五十九条第四項中「中間連結財務諸表」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」を加え、同条第五項中「連結財務諸表」の下に「及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」を加える。

第五十九条の二第一項第三号ロ⑽中「基準」の下に「（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）」を加え、「をいう。）」を「をいう。第八十六条第二項、第百五条第一項第六号及び第百五条の六第一項第七号において同じ。）及び次条第一項第二号ロ⑹に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であって、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）」に改め、同項第五号ホ中「法第百三十条各号」を「保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限り、当該各号」に改め、「含む。）」の下に「及び次条第一項第三号ハに規定する保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であって、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）」を加える。

第五十九条の三第一項第二号ロに次のように加える。

⑹　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

第五十九条の三第一項第三号ハ中「保険会社の」を「保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険会社の」に改める。

第八十五条第一項第十三号の二中「第八十七条第二号の二」の下に「又は第八十八条第一号若しくは第五号」を加え、「が定めるところにより保険会社」を削り、同項第十三号の三中「保険会社の定める」を削る。

第八十六条の見出し中「用いる」の下に「単体の」を加え、同条第一項中「額は」を「額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）は」に改め、同項第一号中「基金等の額（）」の下に「貸借対照表の」を加え、同項第三号の二中「含む」の下に「。次条第一項第四号及び第二百十条の十一の三第一項第四号において同じ」を加え、同項第六号中「土地」の下に「（日本国内の土地に限る。）」を加える。